

令和8年 第7回

戸田市教育委員会定例会

令和8年7月15日

戸田市教育委員会

第7回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料№1のとおり

4 報告事項 別添 資料№2のとおり

5 議事

ページ

（1）専決処理事項の報告

報告第6号 戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について…………… 1

報告第7号 戸田市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について…………… 7

報告第8号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱について…………… 12

（2）議案

議案第24号 令和8年度一般会計（教育委員会関係）9月補正予算（案）について

【秘密会】…………… 15

6 その他

（1）次回の教育委員会の日程（案）

令和8年8月20日（木）午前9時30分～

（2）その他

7 閉 会

戸田市立学校給食センター運営委員会委員名簿

選出区分	委員	任期
1号委員	戸田市立小・中学校長会	R8.4.1～R10.3.31
1号委員	戸田市立小・中学校長会	R8.4.1～R10.3.31
1号委員	戸田市立小・中学校長会	R8.4.1～R10.3.31
2号委員	学校食育研究部会	R8.4.1～R10.3.31
2号委員	学校食育研究部会	R8.4.1～R10.3.31
2号委員	学校食育研究部会	R8.4.1～R10.3.31
3号委員	公立学校PTA連合会	R8.4.1～R10.3.31
3号委員	公立学校PTA連合会	R8.4.1～R10.3.31
3号委員	公立学校PTA連合会	R8.4.1～R10.3.31
4号委員	学校医	R8.4.1～R10.3.31
5号委員	学校歯科医	R8.4.1～R10.3.31
6号委員	学校薬剤師	R8.4.1～R10.3.31

○戸田市立学校給食センター条例

昭和45年3月28日

条例第16号

(設置)

第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食の実施に関し、調理及び運搬の業務を一括処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、戸田市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 給食センターの位置は、戸田市新曽南4丁目3番45号とする。

(管理)

第3条 給食センターは、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の計画、栄養管理、調理及び配送に関する業務
- (2) 学校給食賄材料の購入及び検収に関する業務
- (3) 学校給食実施校（給食センターの学校給食を受ける学校をいう。）との連絡調整に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認めた業務

(職員)

第5条 給食センターに必要な職員を置く。

(学校給食の対象者)

第6条 学校給食を受けられる者は、市立の小・中学校に在学する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）並びに市立の小・中学校又は給食センターに勤務する職員（以下「小・中学校等職員」という。）とする。

(学校給食費の負担)

第7条 学校給食費は、児童生徒の保護者及び小・中学校等職員の負担とする。

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(戸田市立学校給食センター運営委員会)

第9条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、戸田市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12名とし、市立の小・中学校に属する職員、児童生徒の保護者及び学校給食に関する識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第28号）抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第18号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第23号）

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

○戸田市立学校給食センター運営委員会規則

昭和45年3月28日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市立学校給食センター条例（昭和45年条例第16号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、戸田市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 条例第9条第2項に規定する委員は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、第1号から第3号までに掲げる者は、給食センターの受配校に限る。

- (1) 校長の代表 3名
- (2) 給食主任の代表 3名
- (3) PTA会長の代表 3名
- (4) 学校医 1名
- (5) 学校歯科医 1名
- (6) 学校薬剤師 1名

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数)

第6条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第7条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第7条の2 第5条の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、第6条中「出席し」とあるのは「参加し」と、前条第2項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第3項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(議事録)

第8条 会長は、議事録を作成し、議事の経過その他必要事項を記載しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第3号)

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第8号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年教委規則第５号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

戸田市いじめ問題調査委員会委員名簿（案）

選出区分	委員	任期
1号委員	弁護士法人KTG浦和法律事務所	R8.8.1～R10.7.31
2号委員	埼玉大学教育学部 学校保健学講座(養護教諭養成課程) 教授	R8.8.1～R10.7.31
2号委員	文京学院大学人間学部 人間福祉学科 教授 社会福祉士	R8.8.1～R10.7.31
3号委員	戸田病院 理事長 精神科医	R8.8.1～R10.7.31
4号委員	立教大学現代心理学部 心理学科 特任教授 公認心理師 臨床心理士	R8.8.1～R10.7.31

○戸田市いじめ問題調査委員会条例

平成26年7月1日条例第15号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、戸田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、戸田市立の学校に在籍する児童又は生徒に自殺等の事案が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 医師
- (4) 心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由がある場合又は調査委員会において特に公開しない旨の議決をした場合には、会議を公開しないことができる。

(部会)

第7条 調査委員会は、委員のうちから、委員長が指名する者5人以内をもって構成する部会で、第2条に規定する事項を審議することができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 6 部会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長が決するものとする。
- 7 部会長が特に必要と認めるときは、当該部会に属する委員以外の者に対し部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 調査委員会は、その議決により、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。
- 9 前条第5項の規定は、部会の会議について準用する。

(書面等による審議)

第8条 第6条第1項及び前条第4項の規定にかかわらず、委員長又は部会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、第6条第2項及び前条第5項中「出席」とあるのは「参加」と、第6条第3項及び前条第6項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、第6条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあり、及び前条第7項中「部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第50号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- ２ 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５３の項を次のように改める。

５３	いじめ問題調査委員会	委員長	日額	２０，０００
		副委員長		１５，５００
		委員		１５，０００

戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）

選出区分	委員	任期
7号委員（学校教育・社会教育関係者）	戸田市立小・中学校長会	R8.7.27～R9.3.31
8号委員（学校教育・社会教育関係者）	戸田市PTA連合会	R8.7.27～R9.3.31

○戸田市いじめ問題対策連絡協議会要綱

平成26年5月13日
市長決裁

(設置)

第1条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、戸田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- (3) その他いじめ問題の解決に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 教育長
- (3) 教育部長
- (4) こども健やか部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 市民医療センター所長
- (7) 市小・中学校校長会の代表
- (8) 市PTA連合会の代表

2 前項第7号及び第8号に規定する委員は、教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

4 会長が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、こども健やか部こども・若者政策課及び教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行し、改正後の戸田市いじめ問題対策連絡協議会要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月6日）

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

附 則（令和8年3月30日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

8月教育委員会関係[会議] 日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水	戸田市いじめ問題調査委員会		16:30～18:00	教育委員室	教育政策室
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	サマーリフレッシュ期間				
12	水	サマーリフレッシュ期間				
13	木	サマーリフレッシュ期間				
14	金	サマーリフレッシュ期間				
15	土	サマーリフレッシュ期間				
16	日	サマーリフレッシュ期間				
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水	修学旅行(～27日)	美女木小			
27	木	修学旅行(～28日)	戸二小・新曽小・喜沢小・新曽北小			
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					

8月教育委員会関係[行事・講座等] 日程表

日	曜日	行事・講座等	内 容	時 間	場 所	主管課
1	土	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
1	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:00～15:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
1	土	夏野菜を味わう親子料理づくり教室	親子で料理や食事を一緒に楽しみながら、食への関心や家族のふれあいを育む。	10:00～12:30	新曽公民館	生涯学習課
1	土	ITパソコン相談	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	10:00～12:00	美笹公民館	美笹公民館
2	日	バルシアターとかみとだおはなし会	映画「おばけのてんぷら」と絵本の読み聞かせ	10:30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
3	月	中学校英語担当教員指導法研修会	英語指導に関する研修	13:30～16:30	市教育センター	教育政策室
3	月	ちびっこ1日図書館員	図書館職員の仕事体験です。本を探す作業や、ブックかけ体験ができます。	10:00～11:30 14:00～15:30	あいパル2階 上戸田分館	生涯学習課
4	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
4	火	ちびっこ1日図書館員	図書館職員の仕事体験です。本を探す作業や、ブックかけ体験ができます。	10:00～11:30 14:00～15:30	あいパル2階 上戸田分館	生涯学習課
4	火	授業の根幹研修	単元ベースの授業づくりを目指し、教材研究や授業の見方等に係る研修会	9:00～12:00	市教育センター	教育政策室
4	火	第2回就学支援委員会	就学認定に係る協議	13:00～16:30	市教育センター	教育政策室
5	水	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
5	水	骨格標本をつくろう！	手羽先で前肢(翼)の骨格標本を作り、観察ノートを作ります。	10:00～11:30	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
5	水	韓国語講座(初級編)⑧	ハングルとその発音、基本の会話を学びます	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
5	水	西会津町英語交流事業1日目	異文化体験	全日	ブリティッシュヒルズ	教育政策室
5	水	Google認定教育者レベル1研修会	Googleシステムの活用に関する研修	9:00～16:00	市教育センター	教育政策室
6	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
6	木	めざせ！図鑑マスター	図鑑の使いかたを学んで、調べものにチャレンジしましょう。	10:00～10:30	あいパル1階 多目的室	生涯学習課
6	木	夏休み子どもリサイクル工作教室	リサイクル材料などを活用して工作をしてみよう	10:00～12:00	下戸田公民館	生涯学習課
6	木	西会津町英語交流事業2日目	異文化体験	全日	ブリティッシュヒルズ	教育政策室
6	木	PBSベアレントトレーニング指導者養成研修	PBS・ベアレントトレーニングを知り実践につなげる	9:00～16:00 16:30	市教育センター	教育政策室
7	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
7	金	SFI研修	Intelと連携して非認知能力育成に関する研修	9:00～12:00	市教育センター	教育政策室
8	土	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
8	土	図書館映画会	『科学×冒険サバイバル』	10:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	土	子ども大学とだ②	講座(実験教室「べちゃんこ実験」～金属が潰れる!!巨大な力が生む衝撃の瞬間～)	10:00～11:30	新曽公民館	生涯学習課

日	曜日	行事・講座等	内 容	時 間	場 所	主管課
8	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
8	土	夜のいきものたち	彩湖周辺の夜に活動する生きものたちを講師と一緒に観察する	18:30～20:30	彩湖自然学習センター	生涯学習課
9	日					
10	月					
11	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	火	読書カフェ ～みんなで読書会～	1冊の本をテーマにおしゃべりを楽しむ テーマ「怪談・ホラー」	14:00～15:30	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
12	水	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
13	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
15	土	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
15	土	みさきのおはなしぼけっと	絵本の読み聞かせ、手遊びなど	11:00～11:30	美笹公民館親子ふれあい広場	生涯学習課
16	日	こわいおはなし会	こわい絵本や民話の読み聞かせ	①16:30～17:00 ②17:30～18:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
16	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
17	月					
18	火	図書館映画会	『TOMORROW—明日—』	14:00～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
18	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
18	火	子ども工作講座	リサイクル材料などを活用して簡単な工作をしてみよう	10:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
18	火	初任者研修施設体験研修	新任教員としての社会性の向上や知見の拡大を図り、自己の教育実践に役立てるための研修	8:45～16:30	教育センター 郷土博物館	教育政策室
19	水	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
19	水	骨格標本をつくろう！	手羽先で前肢（翼）の骨格標本を作り、観察ノートを作ります。	10:00～11:30	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
19	水	第3回戸田市臨時的任用教員研修会	臨時的任用教員用の資質向上を図る研修	13:30～16:30	オンライン	教育政策室
20	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	金	図書館映画会	③『フリンジー』	17:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	金	こっこのへや	親子で楽しむ絵本の読み聞かせとわらべうた	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課

日	曜日	行事・講座等		内 容	時 間	場 所	主管課
21	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階和室	生涯学習課
22	土		ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
22	土		子ども大学とだ③	講座(君の知らない図書館・博物館がここに。バックヤード潜入体験！)	10:00～11:30	中央図書館・郷土博物館	生涯学習課
22	土		星空観望会:夏の星空	星のソムリエの解説を聞きながら彩湖からの星空を楽しむ	18:30～20:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
23	日		子ども体験ひろば「まが玉を作ってみよう！」	石を削って古代人のアクセサリー作りを体験する	10:00～12:00	郷土博物館	生涯学習課
24	月						
25	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
25	火		絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
25	火		小学校前期後半開始 中学校2学期始業式				教育政策室
26	水		ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
26	水		修学旅行(～27日)	美女木小			教育政策室
27	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
27	木		修学旅行(～28日)	戸二小・新曽小・喜沢小・新曽北小			教育政策室
28	金		みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30～11:30	あいパル3階 軽体育室	生涯学習課
28	金		教育センター研究グループ夏季 全体会	センター研究員を対象とした講演会	18:00～19:30	オンライン	教育政策室
29	土		TOY Time 一親子で楽しむ知育おもちゃ体験一	年齢に合うおもちゃ遊びと遊び方を楽しく体験	①9:30～10:30 ②11:00～12:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	土		子ども大学とだ④ (オープンキャンパス)	市制施行60周年記念オープンキャンパス(特別講演)「なるほど！空想科学～マンガやアニメの世界を科学する～」	14:00～15:30	新曽公民館	生涯学習課
29	土		英検対策講座	中学生を対象とした英検対策講座	9:00～12:00	市教育センター	
30	日						
31	月						

教育委員提案

令和 8 年第 7 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 7 月 1 5 日 (水)

戸田市役所 3 階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① こども食堂及び学童保育室の現状について…………… 1
(こども健やか部 こども・若者政策課、子育て支援課)
- ② 外国籍の児童生徒の現状と課題等について
(教育政策室、学務課) …………… 1 3

令和8年 第7回教育委員会(定例会) 教育委員提案

こども食堂及び学童保育室の現状

～こどもの育成環境の充実に向けて～

こども健やか部 こども・若者政策課、子育て支援課

【目次】

■はじめに 「こども健やか部 R8年度組織改正」について

【こども・若者政策課より…】

- 1 こども食堂の現況・課題及び対応策について
- 2 戸田市こどもの居場所ネットワークの取組について

【子育て支援課より…】

- 3 学童保育室の現況・課題及び対応策について

■おわりに 「戸田市次世代応援ポータルサイトTocoToco」について

■はじめに 「こども健やか部 R8年度組織改正」について

ここが変わります！

子育てや若者に関して、複雑化する課題にスピーディーに対応するため、「子育て支援課」と「児童青少年課」の機能を「こども・若者政策課」と「子育て支援課」に再編します。また、再編に伴い、業務の担当課が変更となります。

令和
7年度

児童青少年課

主な業務

- 青少年団体の支援
- 学童保育室 ● 放課後子ども教室
- 児童センター
- 青少年の居場所、青少年の広場

子育て支援課

主な業務

- こども医療、児童手当
- ひとり親家庭等、医療児童扶養手当
- ファミリー・サポート・センター
- こどもの居場所

再 編

令和 8 年度

こども・若者政策課

こども健やか部の各課に分散していた企画・調整機能を「こども・若者政策課」に集約します。「戸田市こども計画」の推進、少子化対策の企画、若者への総合的な施策の展開などを行います。

主な業務

- こども・若者支援の企画と調整
- 青少年団体の支援 ● 児童センター
- こどもの居場所、青少年の居場所、青少年の広場
- ファミリー・サポート・センター



子育て支援課

現子育て支援課と児童青少年課に分かれている窓口業務を集約します。

主な業務

- 学童保育室
- 放課後子ども教室
- こども医療、児童手当
- ひとり親家庭等、医療児童扶養手当

こどもの居場所の取り組み内容をご紹介します

フードパントリー



食料品（寄付品）等を提供者から回収し、公共施設・事務所等で日程を決めて必要な世帯へ配布



フード
パントリー

寄付された食品等の
回収・配布を行う

ひとり親家庭等
に対し無料または安価
で食事の提供などを
行う

こども食堂

居場所の
提供

居場所の提供や
遊び・おやつ提供など
様々な活動を行う

学習支援

学習場所や機会の
提供、学習支援など
を行う

プレー
パーク



自由遊びのヒントを提供したり一緒に遊びを作り上げたり。



こども食堂



学習支援

<対象>

主に生活困窮等により塾に通えない子、不登校の子、ひとり親世帯など

戸田市子どもの学習支援事業

ひとり親家庭等の小学生・中学生・高校生 対象

学習支援 L-Cafe



生徒募集中
完全登録制
参加費無料

おすすめポイント 子どもの家庭学習に不安を感じる保護者の負担を軽減!

1 こども食堂の現況・課題及び対応策について



こども食堂について

こどもの居場所ネットワーク加盟団体33団体のうち、現在11団体が市内でこども食堂を実施しています。

あくまで加盟団体だけの把握

実施状況

- ・回数 月1回～週1回程度の実施（実施団体の状況による）
- ・内容 一汁三菜、食事と飲物の提供など
- ・場所 事業者や団体所有の施設
- ・対象 ひとり親や多子家庭等をメインとしているが、強く制限はしていない（かえって使いづらくならないよう利用者への配慮）

課題

（事業者側）

- ・食材の保管場所や運搬方法
- ・ボランティア（担い手）の確保
- ・行政や地域企業・地域住民との協働

（行政側）

- ・加盟団体以外の実施団体のニーズや課題の把握が困難
- ・事業や開催日の情報発信

必要な人に
必要な情報が
届いていない？

対応策

- ・HPによる周知→「戸田市次世代応援ポータルサイトTocoToco」
「こどもの居場所サイト」の活用
- ・会議等の定期開催（各団体との意見交換・情報共有・研修・アドバイザー助言）



TOCOTOCO→とだっ子広場→こどもの居場所→居場所MAP上で☐食べる☒で検索するとこども食堂の場所が表示されます。（マップ上のアイコンをクリックすると、詳細が確認できます）

【戸田市こどもの居場所サイト】

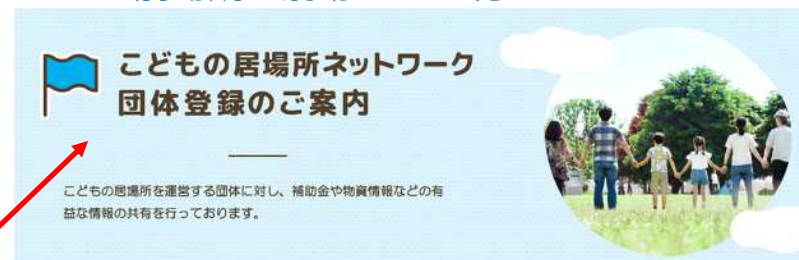
こどもの居場所はこどもの居場所サイトに情報を集約して発信を強化しています。ぜひご活用ください。



ここをクリック



こどもの居場所で活動している方へ



加入対象団体

- ・ こどもが無料又は低額で利用できる、こどもの居場所等の実施団体
- ・ こどもが無料又は低額で自由に過ごせる居場所の提供を行う施設を有する団体
- ・ 上記団体に対し、物資等の資源で支援する団体

ネットワークへの加盟の募集

- 団体登録でできること
- ・ 補助金情報の収集
 - ・ 研修や講演会への参加
 - ・ 寄付・支援情報の収集
 - ・ 当サイトでの発動情報の発信

居場所を応援したい・始めたい



ボランティア・支援の募集

応援・寄付を募集しています

- ・ 食材や物品
- ・ 活動場所の提供
- ・ 御寄付など
- ・ ボランティアとして手伝いたい
- ・ 団体を立ち上げたい

2 戸田市こどもの居場所ネットワークの取組について

市社会福祉協議会を事務局とする民間団体のネットワークで、令和8年4月現在、こどもの居場所づくりに取り組む団体（24団体）とその居場所活動を応援する団体・個人（9団体）の合計 33団体が参加しています。

■ネットワークに期待する効果

ネットワークを通じて、企業と居場所団体のマッチングを行い、情報共有、交流会、支援物資のやりとりなど居場所団体活動を促進

こどもの居場所づくりに取り組む団体の課題解決のための取組

活動	内容
ネットワーク会議	ネットワーク加盟団体による会議。情報共有などを行う
情報発信支援	こどもの居場所サイトを通じて、加入団体の情報発信を行う
支援物資マッチング	ネットワーク内で支援物資のやり取りを行う

そもそもこどもの居場所って？ 🏠家や学校以外で子どもたちが安心して過ごせるスペースのこと

これらは、こども達が自らの居場所と感じられるような環境で、創意工夫を凝らして運営されており、食事・学習・遊びの場を通じて、こどもたちの自己肯定感の育成や、貧困、孤独感の解消、コミュニティの再生に貢献しています。

3 学童保育室の現状・課題及び対応策について

(1) 現況

令和8年4月1日時点

公立学童保育室（26室）



定 員 1,366名
入室者 1,095名

※原則受け入れるセーフティネットの役割（保育料0～7,800円）
・保育料は所得に応じて決定

民間学童保育室（27室）



定 員 1,025名
入室者 974名

※独自サービス（時間延長、習い事等）による高い需要（別料金）
・7,800円＋オプション料金

待機児童数
18名

戸田東小 11名
喜沢小 2名
こどもの国 5名

※公立学童保育室の待機児童については、一時保育や民間学童の案内などをしております。

(2) 課題・(3) 対応策について

課題

- ①待機児童の発生
(埼京線沿線等の需要増)
- ②指導員の高齢化・人材不足
- ③特別に配慮を要する児童等の増加
(発達障害等)
- ④外国籍対応 (意思疎通の難しさ)
- ⑤保護者対応

【保育の質の向上】
と
【人材不足の解消】
の両立

対応策

- ①待機児童解消対策 (民間学童保育室の誘致等)
- ②公立学童の民間委託
 - ・R6.4美谷本小学童を民間委託
 - ・R8.4美女木小・笹目小学童を民間委託
 - ・公立指導員を他室へ再配置し人材確保
 - ・民間ノウハウの水平展開
(例：おやつネット注文・入退室管理システム
先行実施、遊び方の工夫、マニュアル活用)
- ③④⑤特別支援の拡充
 - ・心理職 (公認心理師・臨床心理士等) による巡回支援
 - ・指導員スキルアップ研修 (強度行動障害支援者育成等)
 - ・医療的ケア児の受入拠点整備
 - ・学校との連携
 - ・学童間の情報共有 (定期的な情報交換会の実施)

待機児童解消対策（民間学童保育室の誘致等）

市長マニフェスト：『待機児童ゼロ』の実現★

児童数予測・入室希望者
数の増加率を基にした
入室予測の算出

最適立地への
民間誘致検討など

定員数の拡大
(待機児童解消)

民間学童保育室の誘致（令和7年度）

令和7年度

令和8年4月 開所

戸田東小・戸田南小エリアへの
最適立地での民間誘致

ウィルキッズフィールド戸田
戸田公園クラブ2号店（グランシンフォニア内）

民間学童の受入枠
35名増枠

■おわりに 「戸田市次世代応援ポータルサイトTocoToco」について

[こども健やか部こども・若者政策課]

戸田市次世代応援ポータルサイト「TocoToco」の公開について				手法
・戸田市は、様々な子育て施策を講じているものの、その情報がしっかりと行き届いていない傾向。わかりにくいとの声。 ・こども家庭庁発足より、こどもに向けて直接、情報発信する機会が増えている。 ・戸田市は、若い世代が多いため、現役世代を支える施策も重要。行政情報に触れやすい環境を整える。				→ 子育て支援サイト → こども情報サイト → 若者情報サイト
サイト分類	こども情報サイト	若者情報サイト	子育て支援サイト	
サイト名		20s・30s support site	子育て情報サイト DACCO	
カテゴリ・機能	お知らせ こどもに直接、伝えたい情報をここに集約 そうだん こども達が困ったときに、役立つ情報 こども・若者意見ポスト こどもの居場所 みんなで学ぼう/遊ぼう 文字情報だけでなく、こども達が興味を引くコンテンツを構築中！ (コンテンツ案) ・ゲーム × 学び 動画×郷土愛 ・自主性 × 学び など	Consultation 相談・困ったとき → Life ライフサポート → Career キャリアデザイン → Meetup 交流 → TocoTocoへのアクセスはこちら	🔍 目的・年齢別に検索できるカテゴリー 目的 年齢 施設 妊娠・出産に関すること 預けたい・子育てサポート おでかけ・交流・まなび おかねに関すること 相談したい 学校のこと ✦ 教育連携・バナー等を活用した魅力発信 戸田市の学校をのぞいてみよう！ 戸田市立児童センター 👍 市民の利便性向上（DX推進・タブ機能） お問い合わせ こまっとき	
戸田市次世代応援ポータルサイト TocoToco				

ライフステージに応じた情報発信

児童生徒アカウントにおける とこ とこ 次世代応援ポータルサイトTocoTocoのブックマーク登録について

課題

これまで市内小中学生とその保護者に市政情報等を周知する際に、学校のC4thを介して情報発信することが多くなっていました。こうした件数が増えることで、学校からの本来情報が埋もれてしまうことが懸念されてきました。

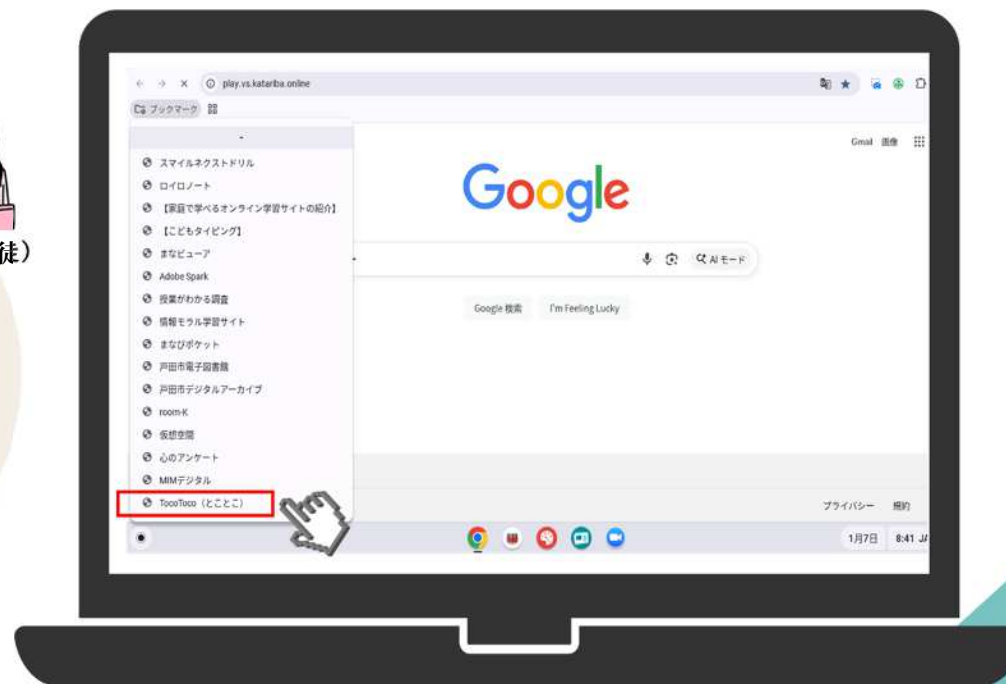
対応

こども向け情報や子育て情報が集約された本サイトを有効活用し、市が市内小中学生やその保護者に広く情報発信できるよう児童生徒が持つ戸田市のアカウントからログインした際に以下のとおり表示されるようにブックマーク登録をしました。

協力

本サイトが有効活用されるためには、情報の集約化が重要となります。

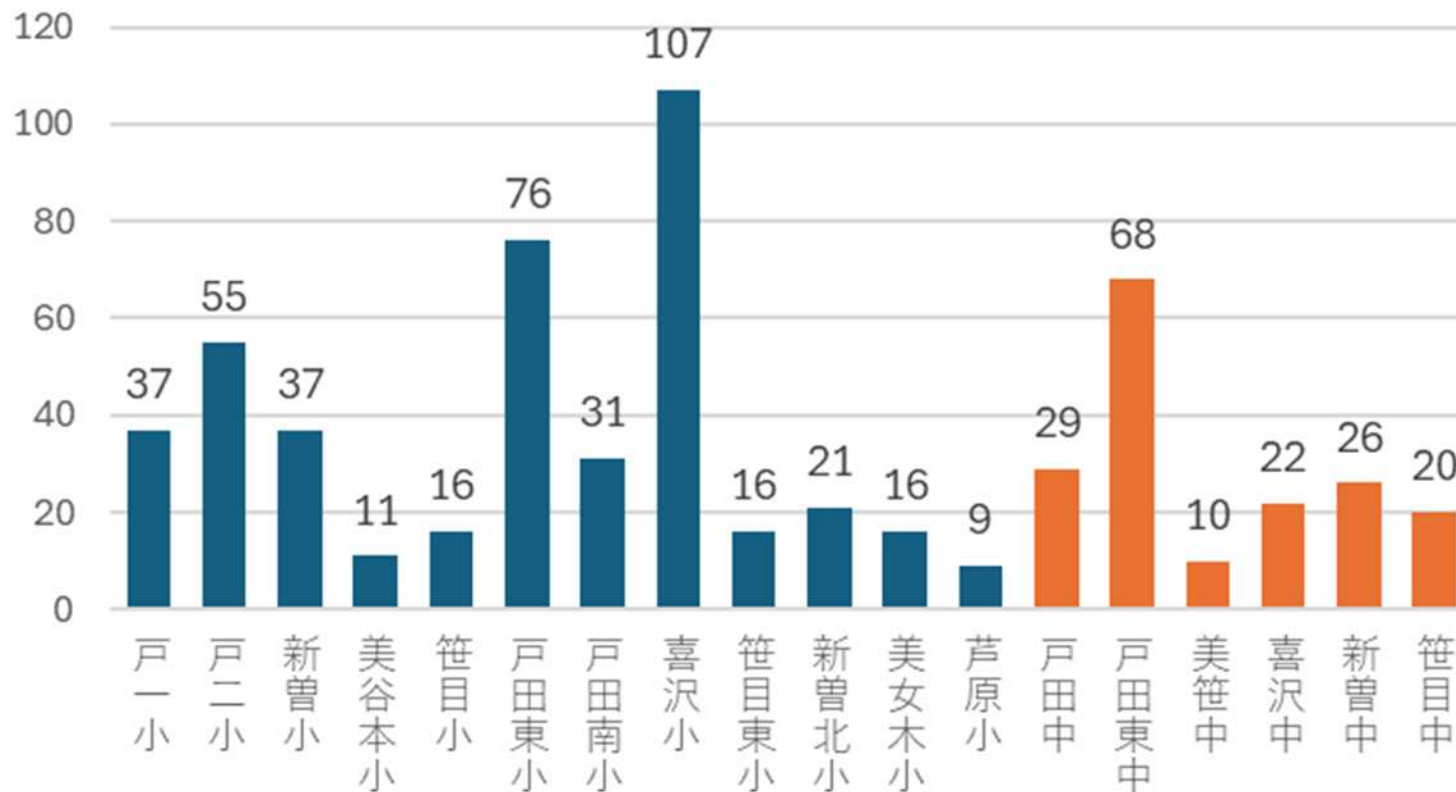
これまでC4thを介して発信していた行政情報については、本サイトへの掲載をまず最初に検討いただくなど、全庁的な協力を求めています。



外国籍の児童生徒の現状と課題等について

令和 8 年度の状況

令和 8 年度 戸田市 小・中学校外国籍児童数（学校別）



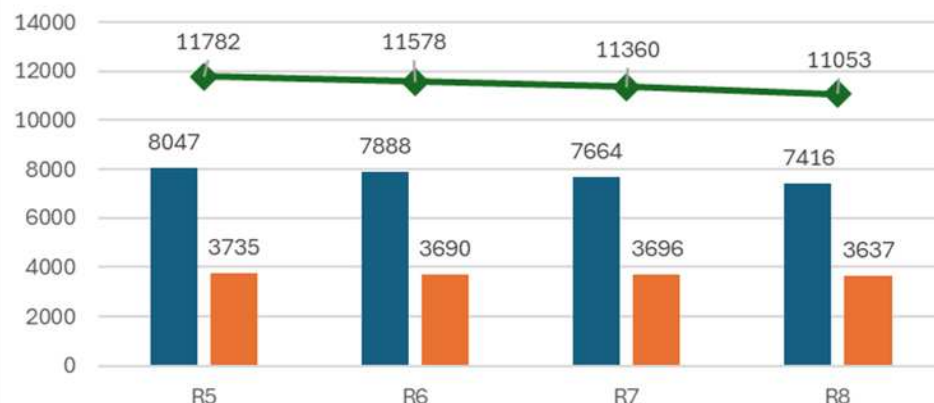
内訳（国名）

中国	430名
ベトナム	35名
フィリピン	33名
韓国	29名
ネパール	24名
バングラデシュ	8名
モンゴル	7名
パキスタン	7名
その他	32名

- ・戸田市東部に位置する小・中学校に多く在籍している傾向にある
- ・中国が群を抜いて多く、東南アジアの国が多い

令和5年度～令和8年度の状況

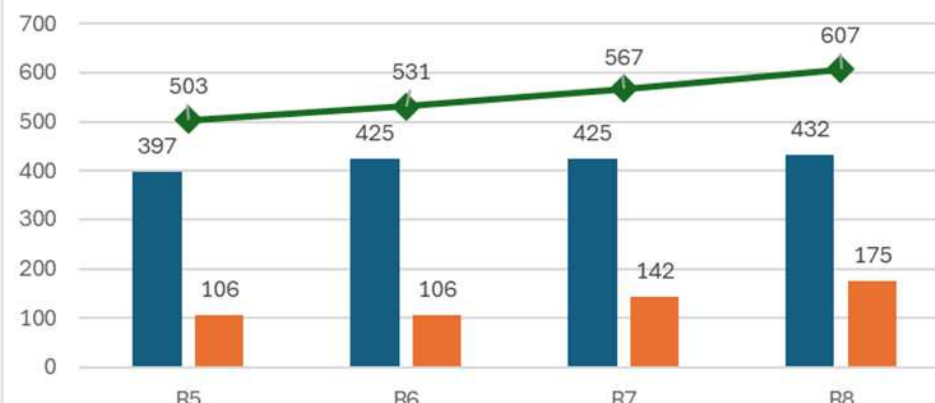
戸田市 小・中学校児童生徒在籍数



グラフ1

■ 小合計 ■ 中合計 ▲ 小中合計

戸田市 小・中学校 外国籍児童生徒数



グラフ2

■ 小合計 ■ 中合計 ▲ 小中合計

児童生徒在籍数における外国籍児童生徒の占める割合



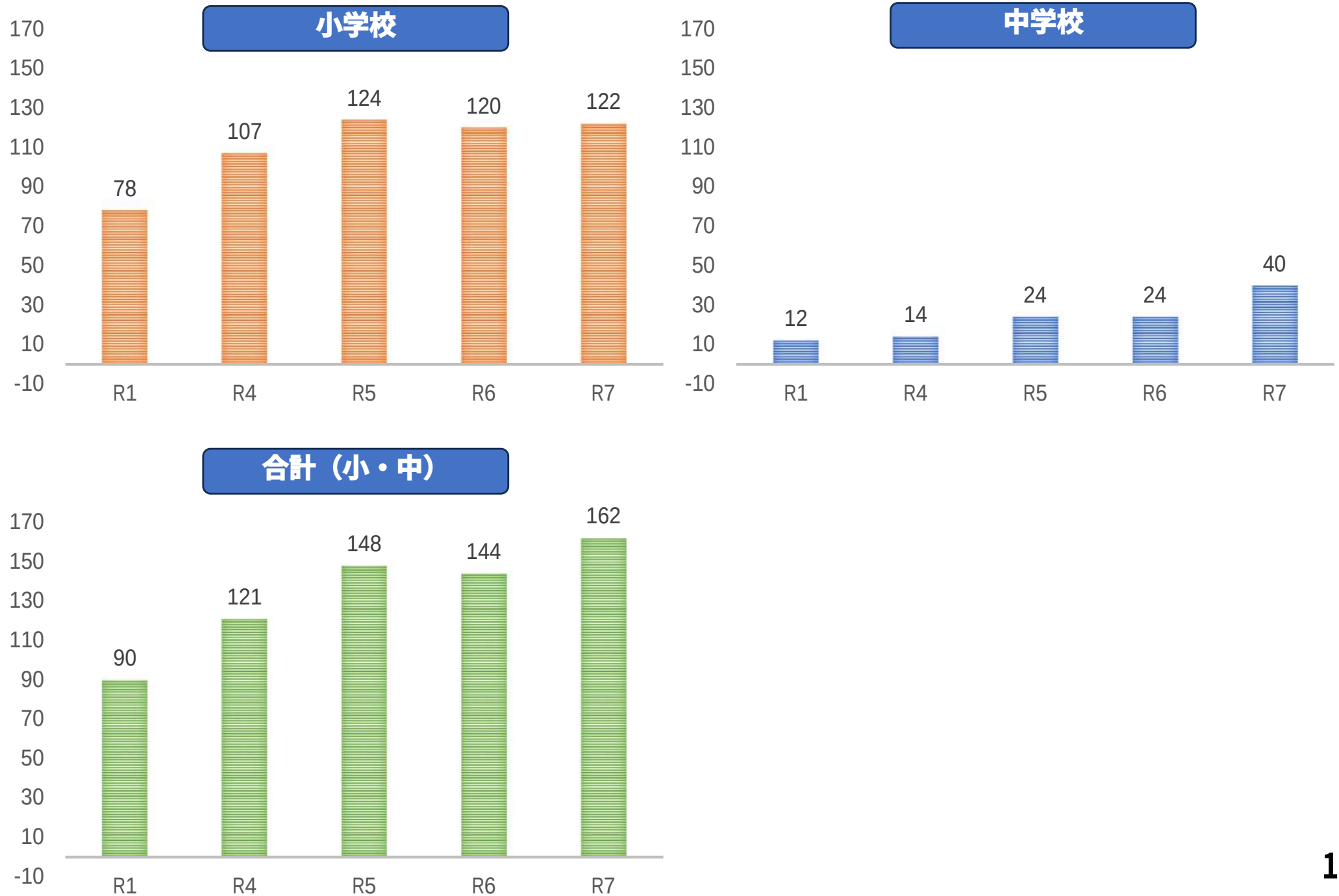
グラフ3

■ 小合計 ■ 中合計 ▲ 小中合計

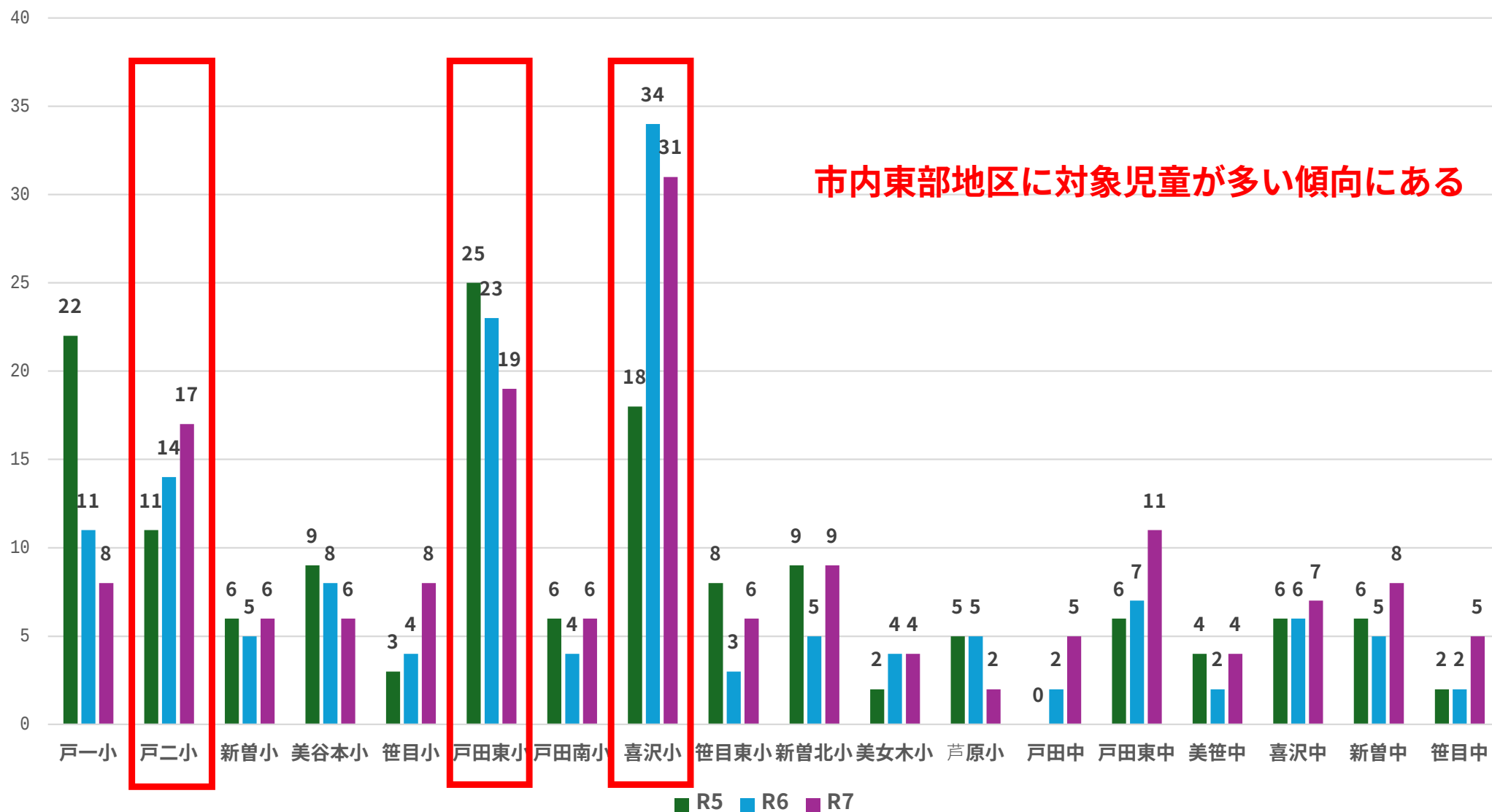
- ・児童生徒在籍数は小・中ともに微減傾向 (グラフ1)
- ・外国籍児童生徒数は小・中ともに微増傾向 (グラフ2)
- ・外国籍児童生徒の占める割合は増加傾向 (グラフ3)
→特に中学校においては令和6年から約1%ずつ増加
- ・今年度より日本語指導の教員も基礎定数化
- ・日本語指導対象児童18名に対し教員1名
- ・令和8年度日本語指導対象児童154名

→ 日本語指導教員9名 15

戸田市における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

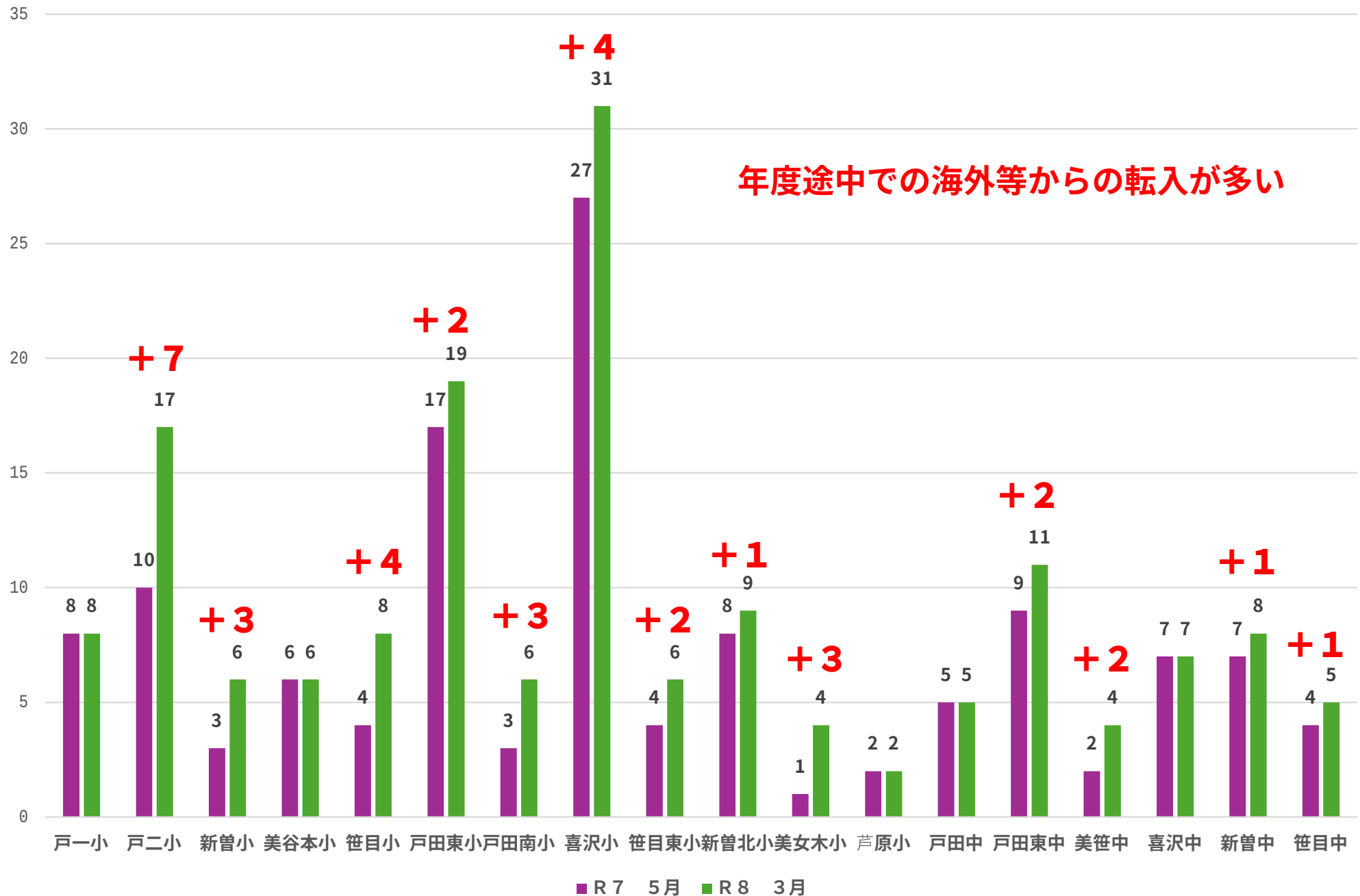


戸田市における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



	戸一小	戸二小	新曽小	美谷本小	笹目小	戸田東小	戸田南小	喜沢小	笹目東小	新曽北小	美女木小	芦原小	戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
R7対象児童生徒割合	1.00%	1.91%	0.84%	1.90%	3.13%	1.93%	0.79%	7.33%	0.99%	1.40%	0.67%	0.30%	0.77%	1.78%	1.42%	1.43%	0.80%	0.75%

日本語指導対象児童生徒数の年度内の変化（R7）



日本語指導に関する現状と課題

【現状】

- 日本語指導対象児童生徒数は**増加傾向**。
- 年度途中での海外からの転入**児童生徒も多い。
- 年度当初に日本語指導教員や教育センター日本語指導員が市内小・中学校の外国籍児童生徒等を対象に**日本語能力のレベルチェック**を行い、日本語指導対象児童を決定している。
- 県の配置基準に基づき、日本語指導対象児童生徒数に応じて、日本語指導教員を市内小・中学校に配置。
- 教育センター日本語指導員が対象児童の教育相談、日本語指導教員の支援等を行っている。

【課題】

- 年度途中の海外等からの転入児童については、教員数に反映できず、配置している教員が対応しなくてはならない。

【例】

日本語が全く話せない児童1人につき、週2時間は指導が必須のため、教員の指導時間が週2時間増加。

- 日本語指導にあたる教員は、はじめて日本語指導を行う教員や経験の浅い教員が多く、支援が必要。
- 日々の連絡や生徒指導、教育相談、進路指導など、本人や保護者に正確な情報を伝え、
ることが難しい。

戸田市における日本語指導について

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒への日本語指導
取り出しによる個別指導・入り込みによる支援
- ・学校生活や日常生活への**早期対応の支援**
- ・新規児童生徒に対する「**日本語レベルチェック**」
- ・管理職や学級担任との連携、他の教職員への情報共有や研修
- ・個別の指導計画の作成

教育センター日本語指導員 による教育相談

- 平成14年度指導開始（**24年目**）
- 平成29年度から**5名**に増員

市内小・中学校への日本語の訪問指導およびサポート
日本語指導が必要な児童生徒へのアセスメント
日本語指導が必要な児童生徒および保護者との相談 等

日本語指導教員 による日本語指導

- 令和6年度
市内小学校**5校に6名**を配置
- 令和7年度
市内小学校**5校に6名**を配置
市内中学校**1校に1名**を配置
- 令和8年度
市内小学校**7校に7名**を配置
市内中学校**2校に2名**を配置

県の配置基準に基づき、
日本語指導対象児童生徒数に応じて教員数が決定

1人あたり週1～2回の日本語指導を実施

戸田市における日本語指導について

多様なサポート
スタッフがいます

市立教育センター

教育心理専門員

土日も
相談できます

- 児童生徒、保護者などの相談
- 早期就学相談
- 発達検査の実施
- 5歳児発達健診での相談 など

教育支援センター 「すてっぷ」

不登校の子供たちと
保護者をサポートします

- 不登校対策の拠点
- 不登校児童生徒に応じた支援プログラムの実施
- 不登校児童生徒の保護者支援 など

教育相談コーディネーター 心の教育アドバイザー

学校と関係機関を
つなぎます

- 学校と各関係機関をつなぐ教育相談体制の構築
- 小・中学校、幼稚園・保育園と連携、訪問、相談
- 一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談 など

日本語指導員

日本語の学びを
サポートします

- 市内小・中学校への日本語の訪問指導およびサポート
- 日本語指導が必要な児童生徒などへのアセスメント
- 日本語指導が必要な児童生徒および保護者との相談 など

【資格】

- 日本語教育能力検定試験合格者、日本語教師養成講座（420時間以上）修了者またはこれに準ずる者

【勤務形態】

- 週1～3日
- 1日につき3時間または6時間

【現在の状況（R8.6月現在）】

- 市内小・中学校に訪問し、児童生徒の教育相談や日本語指導教員の支援を実施。（合計 週42時間）

戸田市在住の子供のための日本語教室

- 毎週金曜日（午後5時から8時まで）
- 戸田市立教育センター会議室で開催
- ボランティアによる日本語教室・学校の学習支援
- 19名の児童生徒が参加（令和8年6月現在）
【小学生】11名 【中学校】8名 計19名



日本語指導教員研修会

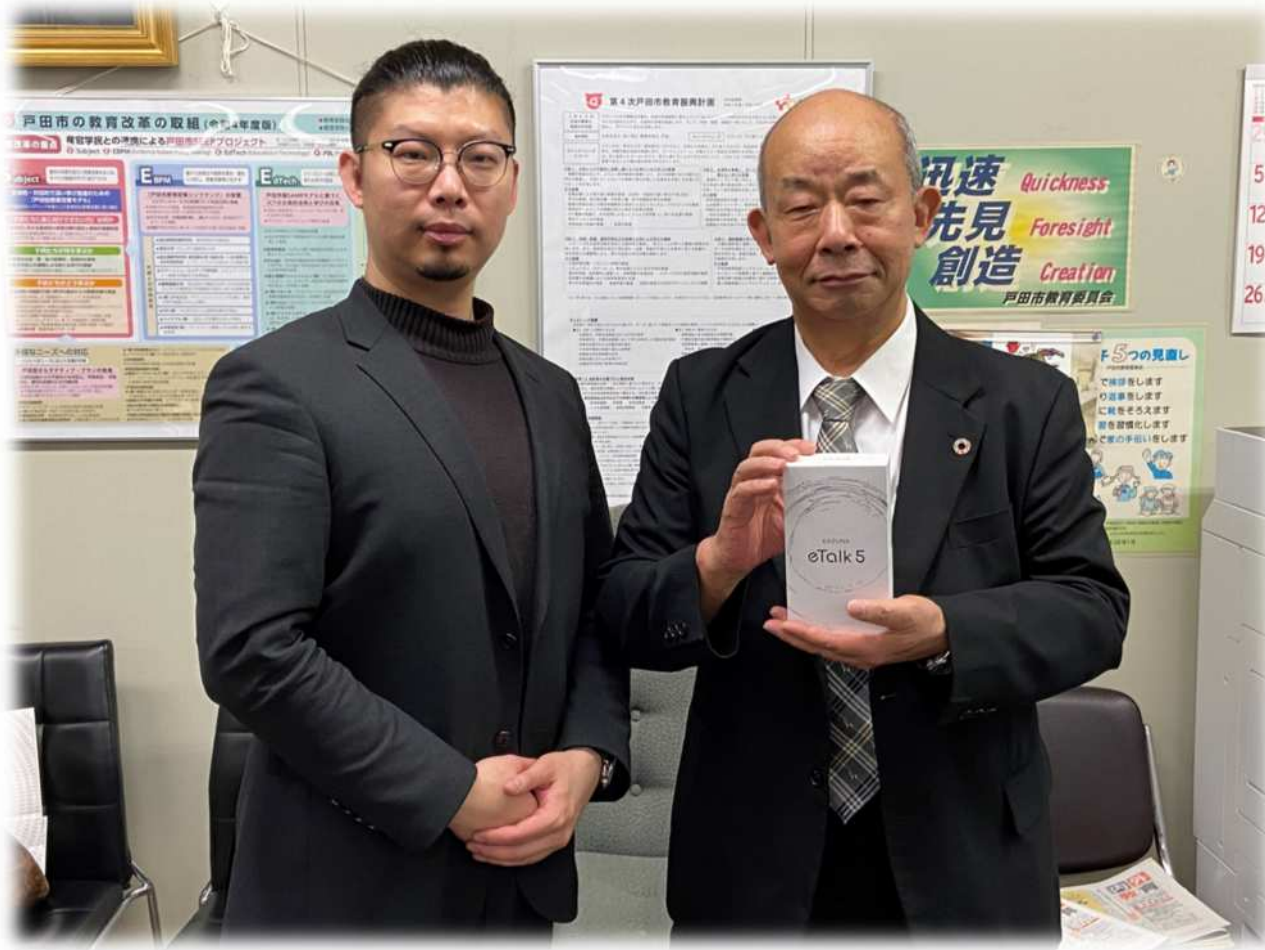


年間 4～5 回、日本語指導教員を対象に指導力向上に向けた研修会を実施

- ・ 外国人児童生徒等教育アドバイザー（文部科学省）の派遣要請
- ・ 教育センター日本語指導員による師範授業
- ・ 日本語指導教員どうしの情報共有、協議

など

株式会社インバウンドプラットフォームとの連携協定



多言語翻訳機「e-talk5」



外国人児童生徒等の個々の状況に応じた学びの支援のために、連携協定を締結（R5.5.30）

多言語翻訳機「e-talk5」を50台無償提供

要請のあった市内小・中学校14校に合計42台、多言語翻訳機「e-talk5」を貸出。

※その他、年度途中の転入や保護者対応など状況に応じて貸出。

【令和8年度新規事業】日本語初期指導教室

【概要】

喜沢小学校内に「日本語初期指導教室」を設置し、業務委託により、日本語指導を行う。

(委託業者：株式会社学研エル・スタッフィング)

対象：来日して間もないなど、日本語能力が初期段階の児童 ※対象校（予定）：喜沢小・戸二小・戸田東小
場所：喜沢小内の日本語初期指導教室および関係校の日本語指導を行う教室
指導時間：月～金の1時間目～4時間目
期間：1期につき1ヶ月程度を予定
人数：1期につき18名程度を予定 ※期間の途中での転入があった場合は、途中から指導開始

喜沢小における指導について

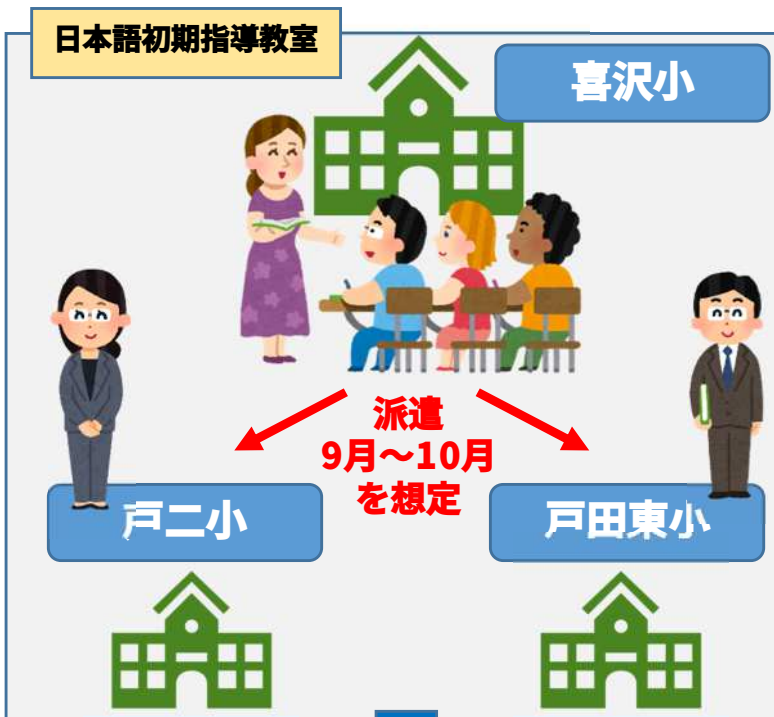
- ・喜沢小学校内の「日本語初期指導教室」に指導者を配置する。
- ・年度当初や転入等があった場合には児童のレベルチェックを行う。
- ・日本語初期指導教室対象児童がいない期間は日本語指導教員の支援や入り込み指導を行う。

戸二小・戸田東小における指導について

- ・転入が多い長期休業明けを中心に、状況に応じて指導者を派遣する。
- ・転入等があった場合には児童のレベルチェックを行う。
- ・派遣されている期間は、喜沢小同様に1ヶ月程度、毎日指導を行う予定。
- ・転入児童がいない場合には、代わりに日本語指導教員の支援等を行うことも想定される。

【事業に係る今後の予定】

- 3月 関係校との打ち合わせ実施
- 4月 **日本語初期指導開始（喜沢小）**
各校、対象児童の確認
レベルチェックの実施
第1期指導開始（4～5月）
- 6月 状況によって第2期以降開始
- 8月 **戸二小、戸田東小の転入等の状況および対象者の確認**
- 9月 **戸二小、戸田東小での指導実施（9～10月を想定）**
- 11月 状況によって関係校での指導実施
～3月



日本語初期指導教室での指導を終えた児童は、**通常の日本語指導教員による指導（週1～2時間程度の入り込み指導）へと接続**される。

【令和8年度新規事業】日本語初期指導教室



4月から喜沢小学校で指導開始

対象児童：15名	小1：4名	小2：2名	小3：1名
	小4：2名	小5：なし	小6：6名

1ヶ月の集中的な日本語指導を通して、6名が学校生活及び授業におけるコミュニケーションに必要な基礎的な日本語を習得。他の児童についても補習のうえ、順次、7月中に在籍学級の生活および授業へと接続していく予定。

報告事項

令和 8 年第 7 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 7 月 1 5 日 (水)

戸田市役所 3 階 教育委員会室

1 報告事項

ページ

- ① 市内小中学校における火災予防対策の状況について…………… 1
(教育総務課)
- ② 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について…………… 2
(教育政策室)
- ③ その他

市内小中学校における火災予防対策の状況について

令和8年6月19日、東京都北区内の小学校で発生した火災を受け、市立小・中学校において、火災予防対策の徹底を図るため、次の対応を実施した。

1 これまでの対応

(1) 緊急点検の実施（6月19日）

火災報道を受け、市立小・中学校へ緊急点検を依頼

●主な点検項目

- ・ 使用していない電化製品のプラグの抜去
- ・ 常時通電している機器のコンセント周辺の清掃
- ・ 電気コードの破損や劣化の確認
- ・ 体育館等のジェットヒーター及びストーブの残油処理

(2) 火災予防対策の徹底（6月22日）

教育長名により、火災予防対策の徹底について通知

また、昨年5月に発生した白岡市役所庁舎火災の調査結果も踏まえ、「学校施設における火災予防対策点検リスト」に基づき、市立小・中学校で点検を実施

※点検の結果、施設設備の不具合や緊急的な対応を要する事項については、教育委員会事務局へ速やかに報告するとともに、必要な修繕等を実施する対応とする。

(3) 服務規律及び施設管理の徹底（7月3日）

教職員による私的な学校設備利用が報じられたことを受け、教職員に対し、服務規律の徹底及び学校施設・備品の適正管理について、改めて通知

2 今後の対応（夏季休業期間を中心に実施）

(1) 戸田市消防による立入検査

消防法第4条に基づき、消防職員による立入検査を実施

●主な確認事項

- ・ 消火・通報・避難訓練の実施状況
- ・ 階段・廊下・避難口・防火設備等の避難施設の管理状況

(2) 消防設備保守点検

例年とおり、専門業者による消防設備（自動火災報知設備、屋内消火栓、防排煙設備、避難器具及び消火器等）の定期点検を実施

※消防設備の点検にあわせ、教職員を対象に、救助袋の使用方法等について説明を受ける機会を設ける。

報告事項②

令和8年度 学校総合体育大会二市大会の結果

種目	学校名	結 果 ●・・・県大会出場 ◎・・・県南大会出場					
		戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曾中	笹目中
陸 上		●男子1年100m 3位 ●女子1年100m 2位 ●女子3年100m 1位 ●女子共通走り高跳び 2位	●中学1年男子100m 2位 ●中学2年男子100m 2位 ●中学男子800m 2位 ●中学男子110m H 2位 ●中学男子砲丸投げ 1位 ●中学女子200m 2位 ●中学女子走り幅跳び 1位 ●中学女子100m H 1位 ●中学女子砲丸投げ 1位 ●中学2年女子100m 2位 ●中学女子4×100m R 1位	●女子100m 1位 ●女子800m 7位 (補欠)	●男子1500m 3位 ●女子200m 3位 ●女子100m H 2位	●男子1年100m 1位 ●男子2年100m 1位 ●男子共通200m 5位 ●男子共通800m 1位 ●男子共通3000m 3位 ●男子共通3000m 4位 ●男子共通110m H 1位 ●男子4×100m R 1位 ●共通走幅跳 1位 ●女子3年100m 2位 ●女子3年100m 4位 ●女子共通800m 1位 ●女子共通800m 2位 ●女子共通1500m 1位 ●女子共通1500m 3位 ●女子4×100m R 2位	●男子400m 2位 ●男子400m 3位 ●女子100m 3位 ●女子走幅跳 2位
野 球			2位 (戸田東・美笹合同チーム)	2位 (戸田東・美笹合同チーム)		●1位	
サッカー		◎2位		●1位			
ソフトボール							
バスケットボール					◎男子 2位	◎女子：1位	◎男子 1位
バレーボール		◎男子 1位	◎女子 1位	○女子2位		◎男子：2位	
ソフトテニス		◎女子ダブルス 3位	◎女子団体 1位 (個人戦) ◎4位 ◎5位 ◎6位			◎男子：団体優勝 ◎男子：個人1位 ◎男子：個人2位 ◎男子：個人3位 ◎男子：個人8位 ◎女子：個人2位	◎男子団体 2位 ◎男子ダブルス 6位 ◎女子団体 2位 ◎女子ダブルス 1位
卓 球		◎男子ダブルス2位 ◎女子ダブルス 3位 ◎女子ダブルス 3位	◎男子団体 1位 (個人戦) シングルス ◎1位 ◎2位 ◎3位 ダブルス ◎3位			◎男子：団体2位 ◎女子：団体1位 ◎女子：個人シングルス1位 ◎女子：個人シングルス3位 ◎女子：個人ダブルス1位 ◎女子：個人ダブルス2位 ◎女子：個人ダブルス3位	
剣 道		◎男子個人 5位 ◎女子団体 1位 ●女子個人 1位 ●女子個人 3位 ◎女子個人 5位 ◎女子個人 7位	男子団体 敗退 ◎女子団体 2位 (個人戦) ◎男子 7位 ●女子 2位 ●女子 3位	○女子個人6位	●男子個人 3位 ◎男子団体 2位	●男子個人： 1位	◎男子個人 8位 ◎女子個人 8位
バドミントン			◎女子団体1位 (個人戦) ◎シングルス 1位 ◎シングルス 3位 ◎ダブルス 1位 ◎ダブルス 5位			◎女子個人シングルス：2位 ◎女子個人ダブルス：3位 ◎女子個人ダブルス：4位	
水 泳			●200m自由形 ●200mバタフライ	○女子団体3位	●女子200m自由形 3位 ●女子400m自由形 1位	●3年女子100m平泳ぎ2位 ●3年女子200m平泳ぎ2位 ●2年女子100m自由形1位 ●2年女子200m自由形1位 ●1年男子200mバタフライ2位	●男子100mバタフライ 1位 ●男子400m個人メドレー 1位 ●女子200m自由形 4位
柔 道					●個人女子 48kg級 ◎個人男子 73kg級		
体操						●女子団体1位 女子個人総合2位 女子個人総合4位 女子個人総合5位 女子個人総合6位 女子個人総合7位 女子個人総合8位 女子種目別跳馬2位 女子種目別跳馬3位 女子種目別跳馬4位 女子種目別跳馬6位 女子種目別跳馬8位 女子種目別平均台2位 女子種目別平均台4位 女子種目別平均台5位 女子種目別平均台7位 女子種目別平均台8位 女子種目別ゆか2位 女子種目別ゆか3位 女子種目別ゆか4位 女子種目別ゆか6位 女子種目別ゆか8位	
硬式テニス					●3年女子 シングルス		●女子ダブルス 3位
ボート		全国大会出場 (7月24日～)					
その他					●2年男子 (相撲)		